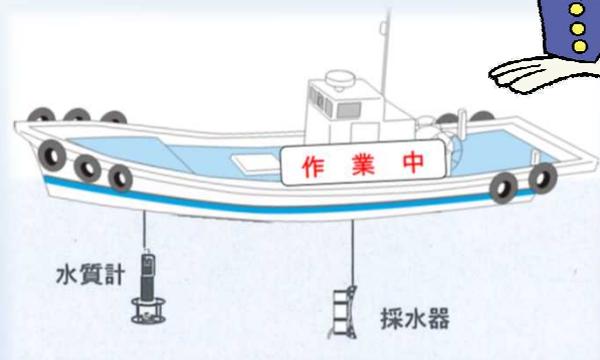
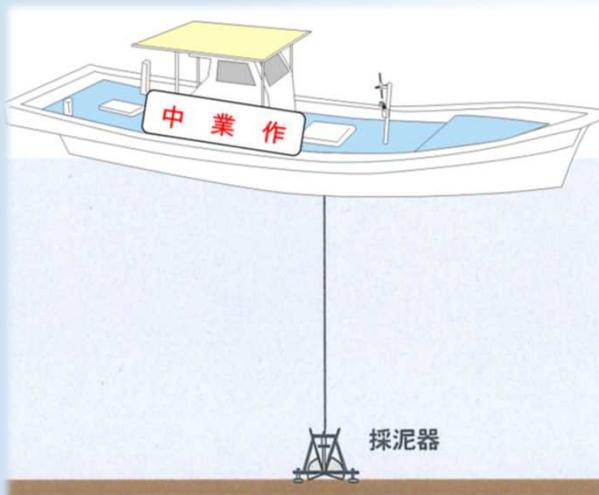


お知らせ

採水・採泥作業について

港則法が適用される港において行う
採水・採泥作業は、港則法第31条の
作業に該当し、許可申請の対象となります。

事前にご確認
ください！！



行為の及ぼす影響度や船舶交通の実態等により、手続きの除外となる場合がありますので、あらかじめ当該港を管轄する港長等の窓口（裏面参照）へお問い合わせの上、ご確認いただくようお願いします。

※参照条文

◎港則法第31条第1項（工事等の許可及び進水等の届出）

特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

◎港則法第45条（準用規定）

（罰則）

第52条第2項 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 第23条第1項又は第31条第1項（第45条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。



第六管区海上保安本部交通部航行安全課

官署等連絡先

水島海上保安部

〒712-8056 倉敷市水島福崎町2-15 TEL:086-444-9701

玉野海上保安部

〒706-0011 玉野市宇野1-8-4 TEL:0863-31-3423

広島海上保安部

〒734-8560 広島市南区宇品海岸3-10-17 TEL:082-253-3111

岩国海上保安署

〒740-0002 岩国市新港町3-9-57 TEL:0827-21-6118

柳井海上保安署

〒742-0021 柳井市柳井134-126 TEL:0820-23-2250

呉海上保安部

〒737-0029 呉市宝町9-25 TEL:0823-21-0123

尾道海上保安部

〒722-0002 尾道市古浜町27-13 TEL:0848-22-2108

福山海上保安署

〒721-0962 福山市東手城町2-18-3 TEL:084-943-5950

徳山海上保安部

〒745-0023 周南市那智町3-1 TEL:0834-31-0111

徳山海上保安部下松分室

〒744-0008 下松市新川2-1-38 TEL:0833-41-3022

徳山海上保安部三田尻中関分室

〒747-0825 防府市大字新田2049 TEL:0835-23-9898

高松海上保安部

〒760-0064 高松市朝日新町1-30 TEL:087-821-7013

坂出海上保安署

〒762-0002 坂出市入船町1-6-10 TEL:0877-46-5999

小豆島海上保安署

〒761-4425 香川県小豆郡小豆島町坂手甲1835-2 TEL:0879-82-5999

松山海上保安部

〒791-8058 松山市海岸通2426-5 TEL:089-951-1196

今治海上保安部

〒794-0027 今治市南大門町1-3-1 TEL:0898-32-2882

新居浜海上保安署

〒792-0011 新居浜市西原町2-7-55 TEL : 0897-32-0118

今治海上保安部三島川之江分室

〒799-0402 愛媛県四国中央市三島紙屋町6-45 TEL : 0896-24-4498

宇和島海上保安部

〒798-0003 宇和島市住吉町3-1-3 TEL : 0895-22-1591